検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド

附属書１

軽微事例集（発電用原子炉施設）

(GI0008_附属書１_r3)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

本事例集は、我が国の原子力規制検査における軽微事例を取りまとめたものであり、適時、更新していくものとする。

また、原子力検査官が事例を活用するに当たっては、以下に示す注意事項を理解すること。

＜注意事項＞

・過去の事例等を整理することにより取りまとめたもので、あくまで当時の判断における例であり、以後の判断の一助とするための参考資料である。
・実際の検査に際しては、個別具体的な事実に基づき、スクリーニングのステップ１及びステップ２で示している観点に照らして適切に判断することが求められる。十分な検証なしに本事例を機械的に適用することは適切ではない。
・検査で確認される具体的な事項では、類似事例を検査指摘事項ではないと分類したものでも実際の内容により結果的に検査指摘事項に当たると判断することもあり得る。

１ 運転管理関係

事例 1-1	碍子洗浄装置の汚損量が洗浄指令設定値を超えたが、洗浄指令が出力されず自動碍子洗浄が実施されなかった。
パフォーマンス劣化	事業者は、既存設備と同じ設計で発注していたが、メーカは要求仕様と違った洗浄指令回路で設計しており、また、洗浄指令を出力する補助リレーの施工が不適切であった。事業者は、設計変更していることについて把握しておらず、補助リレーの施工が適切であるかどうか確認できていなかった。 保安規定では、設計図書に基づく設計の検証は「受注者から改造工事等に係る設計のアウトプットとして提出される設計図書について、要求事項を満たしていることを確認する。」ことになっていたが、これが適切に実施できていなかった。
軽微である理由	汚損量増加を感知し警報を発する機能は問題なく、手動洗浄で対応できることから、外部電源の供給信頼性に影響はなかった。

事例 1-2	非常用ディーゼル発電機（以下「DG」という。）始動用空気だめの出入口弁が本来「開・施錠」であるべきところ、「開・未施錠」の状態であった。
パフォーマンス劣化	弁の施錠に関しては、QMS 文書に状態管理についての規定がされており、この基準を満足していない状態であった。
軽微である理由	未施錠であった弁の状態は、いずれも DG 待機時の弁状態であり、DG の機能への影響はなかった。

事例 1-3	停止中プラントにおいて、待機中の DG の補機類が DG 運転時の状態（温水循環ポンプ停止、潤滑油プライミングポンプ停止及び燃料弁冷却水ポンプ起動）になっていた。
パフォーマンス劣化	運転員が前日に実施した定期試験の DG 停止時に行うエアラン操作を長めに行ったため、DG の回転速度が上昇し、回転速度リレーが動作して補機類が DG 運転時の状態に自己保持された。 DG 定期試験に係る運転要領に DG の回転速度リレーに関する記載がなく、運転員に回転速度リレー動作の知識がなかった。
軽微である理由	待機中の DG の補機類が DG 運転時の状態になっていた期間、暖機不足による DG 起動後の電圧確立時間（10 秒）への影響が否定できないが、電圧確立時間の要求のない停止中プラントであったため、動作可能な状態であった。

事例 1-4	運転中プラントにおいて、循環水ポンプ潤滑水ストレーナ切替弁のシート漏れの確認のため、潤滑水の供給元を潤滑水ポンプラインからバックアップの淡水ラインに切り替えたところ、潤滑水圧力低と流量低の一致により循環水ポンプが自動停止した。 このため、発電機出力が 4.0%低下したが、潤滑水ラインを元に戻して循環水ポンプを起動し定格出力に復帰した。原子炉出力の低下は生じなかった。
パフォーマンス劣化	事象発生の前日に、潤滑水の供給元を潤滑水ポンプラインからバックアップの淡水ラインに切り替える準備として、潤滑水ポンプラインをいかしたまま淡水ラインを開放したが、本来そのままの状態で維持すべきところ、淡水使用量の節約のため、施錠管理されている流量調整弁の重要性を理解せず当該弁を絞っていた。
軽微である理由	一時的に発電機出力が 4.0%低下したが、速やかに潤滑水ラインを元に戻して循環水ポンプを起動し、定格出力に復帰したことから、原子力安全への影響はなかった。

事例 1-5	地震後の設備の健全性確認のため、高圧炉心スプレイディーゼル発電機（以下「HPCSDG」という。）の作動試験をしていたところ、発電機並列後にロックアウトリレーが動作し、HPCSDG が自動停止した。
パフォーマンス劣化	地震により起動変圧器が故障し、非常用母線が他号機から受電する HPCSDG の負荷を取りにくい電源構成であったにもかかわらず、通常のガバナ操作を行ったため、HPCSDG が自動停止した。

軽微である理由	HPCSDG ロックアウトリレーの動作については設備の故障によるものではなく、外部電源喪失時の HPCSDG の自動起動及び運転継続への影響はなかった。

事例 1-6	燃料プール冷却浄化系の点検に伴い、燃料プール冷却浄化ポンプ（以下、「FPC ポンプ」という。）２台運転の状態から１台運転にするため、FPC ポンプ（B）を停止したところ、FPC ポンプ(A)吐出流量高 ANN により、運転中の FPC ポンプ（A）が自動停止した。
パフォーマンス劣化	本事象は、FPC ポンプ２台運転から１台を停止する際に、ポンプの自動停止流量を上回らないように事前に流量を減少させる操作を実施しておらず、FPC ポンプ（A）側の流量が通常時より多くなり自動停止したものであった。 操作手順書については、過去の操作実績のある手順を参考に担当者が作成し当直長が承認したが、同承認の際、操作責任者は過去に使用した手順書を流用し、過去のトレンドデータや操作実績を確認するなど、手順の妥当性について十分に検証しなかった。
軽微である理由	使用済燃料貯蔵プールの水温に変化はなく、ポンプは直ちに起動可能であり使用済燃料プールの冷却に影響はなかった。

事例 1-7	プラント起動時（75%出力）において、作業員が入力データの採取元を間違ったことで炉内外核計装照合校正に使用する入力データに誤りがあり、炉外核計装の指示値が実際の原子炉出力より低い値に校正された。
パフォーマンス劣化	作業手順書の記載が不十分だったことから、入力データとして炉外核計装盤の指示値（電流値）を引用すべきところ、プラントコンピュータによる電圧値を電流値に換算した値を使用した。
軽微である理由	100%出力に至る前の 75%出力保持中に指示値の誤りに気付いたこと、設置許可の安全解析において原子炉の出力が上昇する事象である制御棒の異常な引抜きを想定しても、75%出力からでは原子炉トリップ設定値まで出力が上昇しないことから、このパフォーマンス劣化は、「拡大防止・影響緩和」の監視領域（小分類）の「手順書の品質」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

事例 1-8	運転中プラントにおいて、冷却材貯蔵タンク廻りの弁の点検作業に伴い同タンク入口弁を全て閉止していたため、一次冷却材の希釈操作時に抽出水の行き先がなくなり、抽出ラインの圧力が上昇し、同ラインの逃

	がし弁が動作した。これにより、浄化されていない抽出水が運転中の充てんポンプへ流入したことで、充てんポンプ室の放射線量が上昇した。
パフォーマンス劣化	事業者は、作業の引継ぎ時に、点検手順書に記載すべき系統のインターロック等の確認事項を記載していなかった。このため、希釈操作を実施する際に、希釈が可能な系統構成になっているかの確認を怠っていた。
軽微である理由	充てんポンプ室の放射線量の上昇に伴う従業員の計画外被ばくは確認されておらず、このパフォーマンス劣化は、「従業員に対する放射線安全」の監視領域（小分類）の「プラント施設／設備及び計装」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

事例 1-9	廃止措置中のプラントにおいて、メタルクラッド開閉装置点検後の復旧操作において、当該装置側の遮断器を誤って開放したことにより、当該装置から受電している電源が喪失した。これにより原子炉補機冷却水サージタンク補給水弁が自動的に開（F0）となり給水が継続した。その結果、オーバーフローした一部の排水が排水系配管の閉塞等により、中間枡から床面に溢水した。
パフォーマンス劣化	事業者の作業手順書に本来実施すべきではない遮断器の開放操作が誤って記載されており、当直長等による当該手順書の審査・承認が不十分であった。
軽微である理由	使用済燃料プール冷却に係る重要機器への影響は確認されておらず、このパフォーマンス劣化は、「閉じ込めの維持」の監視領域（小分類）の「手順書の品質」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

2 燃料管理関係

事例 2-1	新燃料受取検査作業において、新燃料 2 体が収納された輸送容器の立て起こし作業中に、輸送容器の新燃料転倒防止処置を失念していたため、当該輸送容器内部に収納されていた新燃料 2 体がフロア上に転倒した。
パフォーマンス劣化	社内規程では、燃料輸送容器を立掛け台に立掛ける前に、輸送容器上部 1/3 の位置に転倒防止用治具及び転倒防止用ロープを取り付けることを求めているが、実施されなかった。
軽微である理由	転倒した新燃料の被覆管には亀裂等の損傷がなく、核燃料物質による汚染もなかったことから、このパフォーマンス劣化は、「閉じ込めの維持」の監視領域（小分類）の「ヒューマン・パフォーマンス」の属性に関連

	付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

3 放射性廃棄物管理関係

事例 3-1	ランドリーシャワードレンろ過器室（1B 区域）内のろ過器ドラム交換機上に、少量の廃活性炭（放射性廃棄物）が残存したドラム缶数本が蓋のない状態で設置されていた。
パフォーマンス劣化	保安規定（放射性固体廃棄物の管理）において「その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ貯蔵庫に保管する。」こととしているが、廃活性炭をドラム缶の蓋のない状態で長期間設置しており、本要求を満足していなかった。
軽微である理由	内包されていた廃活性炭の放射性物質濃度は低く、管理区域区分１Ｂを満足していることから、従業員に対する放射線安全への影響はなかった。

事例 3-2	次回搬出予定の均質固化体廃棄体のデータの確認を行っていたところ、廃棄物管理システムに登録されたスクリーニングレベルの設定値の一部に変更漏れがあったことが判明。
パフォーマンス劣化	廃棄物管理システムへのスクリーニングレベルの設定値の変更管理を確実に実施できるよう規程や教育等で明確にしておくべきところ明確になっておらず、その結果、設定値変更の反映漏れが発生し、搬出済み及び搬出予定の廃棄体についてスケーリングファクタ法の適用条件の再評価が必要となった。
軽微である理由	再評価の結果、スケーリングファクタ法を使用した評価に問題はなく、廃棄体の搬出に影響がなかった。

事例 3-3	放射性廃棄物処理建屋の焼却炉煙突から放出される排気ガス中の「よう素、粒子状物質」の放射能濃度の算出において、乗じるべき希釈補正係数を乗じていなかった。
パフォーマンス劣化	更新した Ge 半導体測定装置ソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の設計管理において、委託仕様書に既設相当の特注機能を付与することを要求していたが、設計検証及び設計の妥当性確認が適切でなかったことから、放射能濃度及び検出限界濃度を算出する際に必要な希釈補正係数を乗じ自動補正する機能が旧ソフトウェアから更新後のソフトウェアに引き継がれなかった。

軽微である理由	放射能濃度に希釈補正係数を乗じたとしても、全て検出限界濃度未満であった。

4 放射線管理関係

事例 4-1	検査官による現場巡視において、放射線区分 3B 区域（保安規定対象の特別措置対象エリア）の入口扉の施錠がされていないことを確認した。
パフォーマンス劣化	特別措置対象エリアにおいて保安規定で定めている施錠等の措置をしていなかったことは、保安規定「管理区域内における特別措置」を満足していない状態であった。
軽微である理由	未施錠が確認されたエリア内の線量当量率を測定した結果、特別措置対象とする基準を超えていないことを確認した。また、高線量区域であることを識別する標識は、以前から掲示されていた。

事例 4-2	管理区域内で溶接作業を行っていた協力会社作業員が退域時に個人線量計がないことに気がついた。当該作業員は、溶接作業中に作業服の胸ポケットから個人線量計が２回脱落したことから、個人線量計の破損防止のため個人線量計を外して作業していた。
パフォーマンス劣化	事業者は、管理区域内入域時に個人線量計を装着することをマニュアルに定めるとともに、協力会社にも放射線管理仕様書にて要求しており、これらを満足していない状態であった。
軽微である理由	管理区域内の作業場所及び移動経路の空間線量測定並びに共同作業者の被ばく線量から当該作業員の個人線量計未装着時の被ばく線量を評価した結果、0.00mSv であることが確認された。

事例 4-3	屋外作業エリア（一部、放射線管理区域）において、廃止措置工事課員が現場作業状況の確認を実施していたところ、酸素ボンベが雨ざらしになっていたため、放射線管理区域内にいた作業員へボンベの養生を伝えようとして、EPD を着用せずに誤って放射線管理区域内に入域した。
パフォーマンス劣化	事業者のマニュアルにおいて、放射線管理区域に立ち入る者はガラスバッジ及び EPD を着用することとなっており、この要求を満足することに失敗している。
軽微である理由	放射線管理区域内にいた作業監視人によって注意を受け速やかに退出し、事業者のマニュアルに基づく被ばく評価を行った結果、有意な被ばくは確認されなかったことから、このパフォーマンス劣化は、「従業員に対する放射線安全」の監視領域（小分類）の「ヒューマン・パフォーマ

	ンス」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

事例 4-4	固体廃棄物貯蔵庫（汚染のおそれのない管理区域）の出入口扉が鍵借用者の施錠忘れにより、約十数時間未施錠の状態であったことが確認された。
パフォーマンス劣化	施錠を失念し、ダブルチェックによる施錠確認を行っていなかったことは、保安規定に定める「管理区域以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講ずること」の要求を満足することに失敗している。
軽微である理由	未施錠となっていた約十数時間の間、当該貯蔵庫への他の入退域者は確認されておらず、このパフォーマンス劣化は、「従業員に対する放射線安全」の監視領域（小分類）の「ヒューマン・パフォーマンス」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

事例 4-5	汚染区域から退域する際、作業員は汚染区域用装備（C 区域装備）の靴下を脱がないまま B 靴を履き、サービス建屋、体表面モニタを通過して、管理区域出入管理所まで移動していた。
パフォーマンス劣化	事業者の保護衣・保護具類の着用基準において、「C 区域内で着用した靴下については管理区域外、A 区域及び B 区域では着用不可」とされており、この要求を満足することに失敗している。
軽微である理由	移動経路及び使用した B 靴には汚染が確認されなかったことから、このパフォーマンス劣化は、「従業員に対する放射線安全」の監視領域（小分類）の「ヒューマン・パフォーマンス」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

5 施設管理関係

事例 5-1	長期停止プラントにおいて、A 制御用空気圧縮機冷却水量制御弁の電磁弁コイルの断線に伴う動作不良により、冷却水流量の調整が出来なくなった。（B 制御用空気圧縮機は点検中）
パフォーマンス劣化	保安規定において、施設管理計画を定めて当該弁についても予防保全として点検を実施しているが、前回点検時にコイルの劣化について交換が必要と評価できなかった。
軽微である理由	長期停止中での主要な負荷である使用済燃料プールへの注水に係る空

	気作動弁の操作不能を仮定しても、現状の使用済燃料プールの状態では燃料の露出まで数ヶ月を要し、それまでにＢ制御用空気圧縮機の点検を終了し供用開始した。

事例 5-2	隔離中の使用済燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器の作業復旧に伴い、当該脱塩器入口弁を手動にて開けようとしたところ、工事で設置した火気養生板と干渉し、操作できなかった。 また、過去にも、廃棄物処理建屋排気ファン切替操作において排気ファンダンパ駆動部が仮設足場に接触し、排気ファンが自動停止した事案及び使用済燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器の停止操作において当該脱塩器出口弁が仮設足場と干渉して操作できない事案が発生していた。
パフォーマンス劣化	事業者のマニュアルでは、工事用資機材が運転操作の支障にならないことを資機材設置前に確認することになっており、事業者は、当該自主基準を満足することに繰り返し失敗している。
軽微である理由	工事用資機材が運転操作の支障になった事案を繰り返しているが、工事用資機材が干渉していた設備はいずれも安全系ではなく、原子力安全への影響はなかった。

事例 5-3	定期事業者検査の準備作業において、非常用ガス処理系の自動起動を防止するための処置として行ったジャンパ作業において、保修部門の担当者が端子を固定しているネジを緩めたところ、端子に接続されているケーブルが一時的に離れ、リレーへの通電が切れたことにより、原子炉建屋隔離信号が発信し、原子炉建屋換気空調系が停止するとともに、非常用ガス処理系が計画外に作動した。
パフォーマンス劣化	今回の作業箇所は、通常「ねじ」を緩める必要のない端子（以下、「バナナ端子」という。）を使用していたが、ジャンパ作業時は、他作業でバナナ端子が取り外されており、「ねじ」を緩める必要のある端子の状態となっていた。 このため、本来であれば、一旦ジャンパ作業を中断し、バナナ端子に復旧したうえで作業をすべきであったが、端子状況が計画と違う際のルールが不明確であったため、端子の「ねじ」を緩める手法で作業を継続した。
軽微である理由	原子炉建屋換気空調系を停止させたが、設計どおりに非常用ガス処理系が起動し、プラントの安全上影響はなかった。

事例 5-4	安全補機室空気浄化系統のファン起動試験において、ファン停止後に出口ダンパが全閉となるべきところ、開度約 25%で停止した。 このため、運転上の制限を満足していない状態であると判断された。
パフォーマンス劣化	ダンパ駆動軸への潤滑油の塗布が不十分であったことにより、摺動抵抗が増加し、ダンパが固着したと推定された。
軽微である理由	出口ダンパは直列二重化構成となっており、一方のダンパに不具合が発生したが、他方のダンパが正常に動作していたことから、所要の機能は維持されていたものであり、このパフォーマンス劣化は、「閉じ込めの維持」の監視領域（小分類）の「SSC 及びバリアのパフォーマンス」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

事例 5-5	運転中プラントにおいて、検査官が現場巡視を行ったところ、工事に伴いタービン建屋地下に設置された仮設足場が、運転中の高圧復水ポンプ C 号機の各軸受へ給油する潤滑油管エリア内に設置され、十分な離隔距離が確保されていない状態であることを確認した。また、待機中の高圧復水ポンプ B 号機についても、同様の状態で仮設足場が設置されていることを確認した。
パフォーマンス劣化	事業者は、社内規程において、仮設足場から保護すべき機器として外的応力の影響を受けやすい機器を対象としている。しかしながら、当該対象機器の整理が不十分であったため、工事に伴う仮設足場の設置に際し、周辺設備への影響評価が実施されていなかった。 また、地震時に仮設足場が移動または転倒し、機器等に損傷を与え機能性確保に悪影響を及ぼす可能性についても、考慮されていなかった。
軽微である理由	足場の転倒等により、同時に 2 台の高圧復水ポンプの機能を喪失する可能性は低く、このパフォーマンス劣化は、「発生防止」の監視領域（小分類）の「設備のパフォーマンス」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

事例 5-6	高圧炉心スプレイ補機冷却水系配管トレンチ内において、放射性廃棄物でない廃棄物のドラム缶が、同配管に接近して保管されていた。
パフォーマンス劣化	事業者のマニュアルでは、地震の影響により安全上重要な機器と仮置物品が接触するおそれがないことを確認することとなっているが、本評価を実施していなかった。
軽微である理由	地震の影響について評価した結果、配管とドラム缶は接触しないことが確認された。

6 火災防護関係

事例 6-1	長期停止プラントにおいて、微少漏えいが確認された消火系配管数十箇所に対して、応急処置で継続使用する場合に必要となる原子力安全への影響評価を行う特別採用の措置を実施せず、補修用クランプや補修用バンドにより継続使用していた。
パフォーマンス劣化	保安規定（不適合の管理）において、「不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について承認を行うこと」と規定されているが、当該評価が実施されていなかった。
軽微である理由	漏えいの確認された消火系配管は応急処置により漏えいがないことを定期的に確認し、また、運転員による日々の巡視においても漏えいは確認されていなかったことから、長期停止プラント（新規制基準対応前）においては、原子力安全への影響はなかった。

事例 6-2	非常用ディーゼル発電機室における二酸化炭素自動消火設備の一部の煙感知器において、消防法施設施行規則上、吹出口から 1.5m 以上離れた位置に設置することが要求されているところ、1.0m しか確保されていなかった。
パフォーマンス劣化	事業者の工事計画認可申請書において、火災感知器は「消防法施行規則」に準じて設置するとしており、事業者はこれを満足することに失敗している。
軽微である理由	別途設置されている火災感知器により早期に火災を感知できることから、このパフォーマンス劣化は、「拡大防止・影響緩和」の監視領域（小分類）の「外的要因に対する防護」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

7 内部溢水、自然災害等関係

事例 7-1	検査官がウォークダウンを実施していたところ、水密扉に設置されたハンドル操作が不十分で鋼製の扉が堰枠にしっかり固定されておらず、その間に僅かな隙間が空いている状態であり、水密扉が機能喪失していることを確認した。
パフォーマンス劣化	保安規定に定める「中操で水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作」及び「水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止状態確認」することに失敗している。

軽微である理由	水密扉下流側での最大溢水量を想定した影響評価において、防護対象機器は別途設置されている堰により、防護対象機器の機能喪失高さを溢水が上回らなかった。

事例 7-2	内部溢水防護対策のため閉運用とする方針であった弁について、閉運用がされず「開」状態であったことが事業者により確認された。当該弁については、設置されている配管が A-RHR ポンプ室等内に敷設された配管に接続されており、当該区画内における内部溢水防護対策のため、当該配管の耐震性を踏まえて閉運用する方針となっていた。
パフォーマンス劣化	内部溢水防護対策のために閉運用することとしていた弁が、実際には閉運用されていなかった。
軽微である理由	影響する内部溢水防護区画である A-RHR ポンプ室等内に敷設された配管の耐震性について確認をした結果、サポートの追設により耐震上の裕度があり基準地震動に対して実際には健全性が維持されることが確認されたことから、このパフォーマンス劣化は、「拡大防止・影響緩和」の監視領域（小分類）の「外的要因に対する防護」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

8 緊急時（非常時）の措置関係

事例 8-1	運転中プラントにおいて、検査官が現場巡視を行ったところ、特定重大事故等対処施設の信頼性向上設備がアウトサービス状態で運用されていることを確認した。
パフォーマンス劣化	信頼性向上設備が機能を喪失しており、規制要求を満足することに失敗している。
軽微である理由	必要となる施設の操作条件には十分な時間余裕が確認されており、信頼性向上設備のインサービス操作を介したとしても、特定重大事故等対処施設の効果に期待できると推定されることから、このパフォーマンス劣化は、「重大事故等対処及び大規模損壊対処」の監視領域（小分類）の「設備、資機材」の属性に関連付けられるが、当該監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼしたものではない。

事例 8-2	ガスタービン発電機用燃料油サービスタンク上部のベントラインから油が漏れていることを協力会社作業員が発見した。
パフォーマンス劣化	燃料油サービスタンクの油面計点検において、協力会社は燃料移送ポンプが停止していると思い込み、２台の油面計を同時に点検する作業要

	領書を作成し点検を実施した。また、事業者も作業要領書の確認を十分に実施していなかった。 　このため、液位低警報で自動起動した移送ポンプが液位高警報で自動停止せず、オーバーフローしてベントラインから漏れた。
軽微である理由	燃料油サービスタンク油面計点検時における同タンクのベントラインからの漏えいであり、漏えい量も無視できる程度であったことから、ガスタービン発電機の機能・性能には影響がなかった。

＜参考情報＞

米国原子力規制委員会の検査マニュアルにおいて軽微事例（IMC0612 Appendix E, Examples of Minor Issues）が取りまとめられており、こちらも必要に応じて検査気付き事項のスクリーニングに当たって参考とすることができる。

https://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/insp-manual/manual-chapter/index.html

〇改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2023/06/09	施行	
1	2024/05/04	〇軽微事例の追加	
2	2025/06/06	〇軽微事例の追加	
3	2026/07/22	〇掲載順の整理 〇軽微事例の追加	